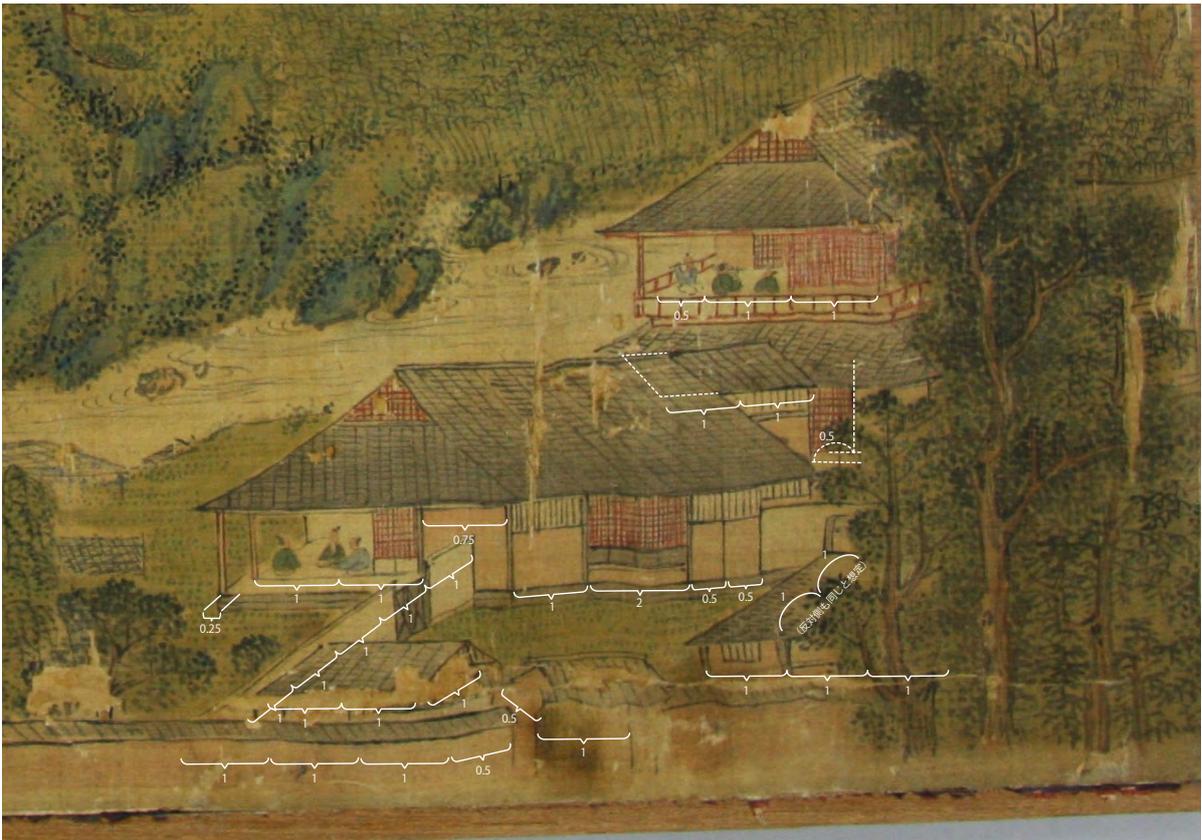
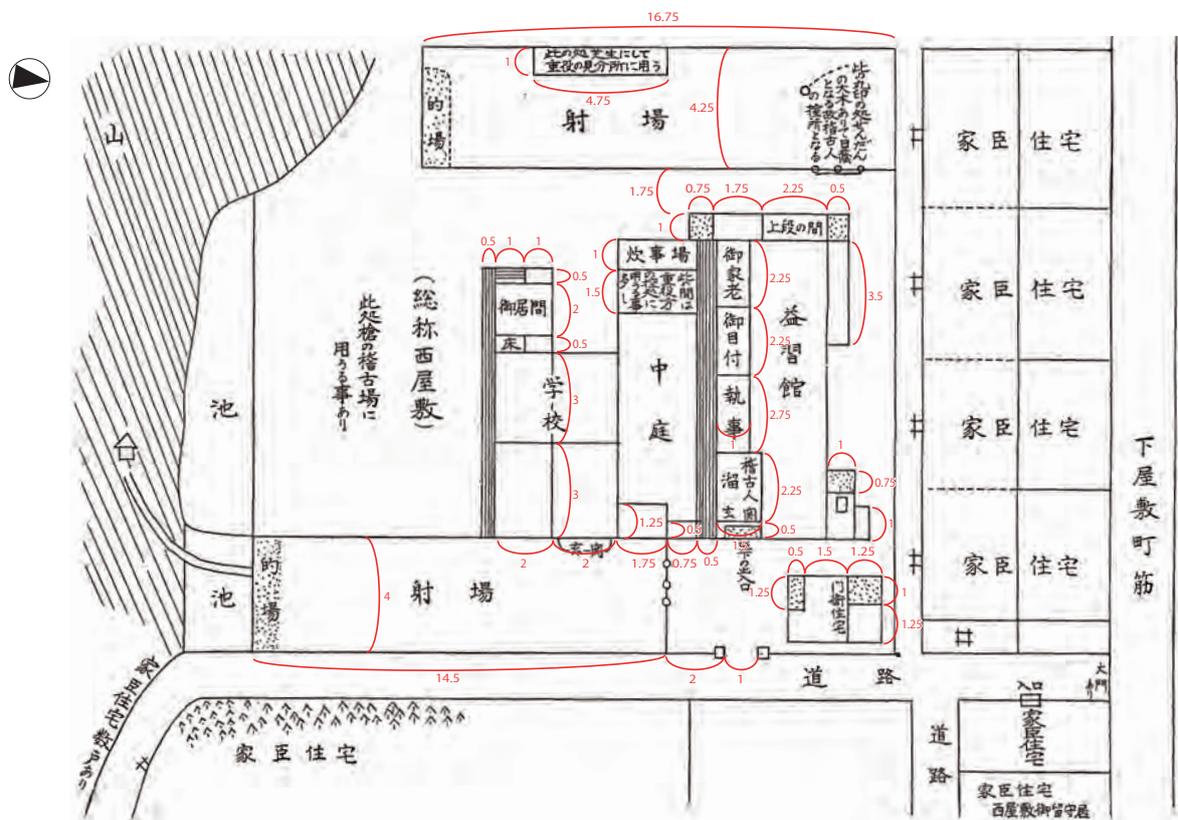


卷末資料
附 録
図版目次
参考文献



[卷末図1] 建造物変遷の類推図のための割付図（「稲田氏西荘図」に加筆 1間モジュール）



[卷末図2] 建造物変遷の類推図のための割付図（「稲田氏西屋敷（下屋敷町）之図」に加筆 1間モジュール）

石造物一覽



[卷末写真 1] ①山燈籠 (園池西側)



[卷末写真 2] ②山燈籠 (園池東側)



[卷末写真 3] ③春日燈籠



[卷末写真 4] ④縁先手水鉢



[卷末写真 5] ⑤蹲踞



[卷末写真 6] ⑥石橋



[卷末写真 7] ⑦蹲踞



[卷末写真 8] ⑧井戸



[巻末写真 9] ⑨そのほか石造物



[巻末写真 10] ⑩そのほか石造物



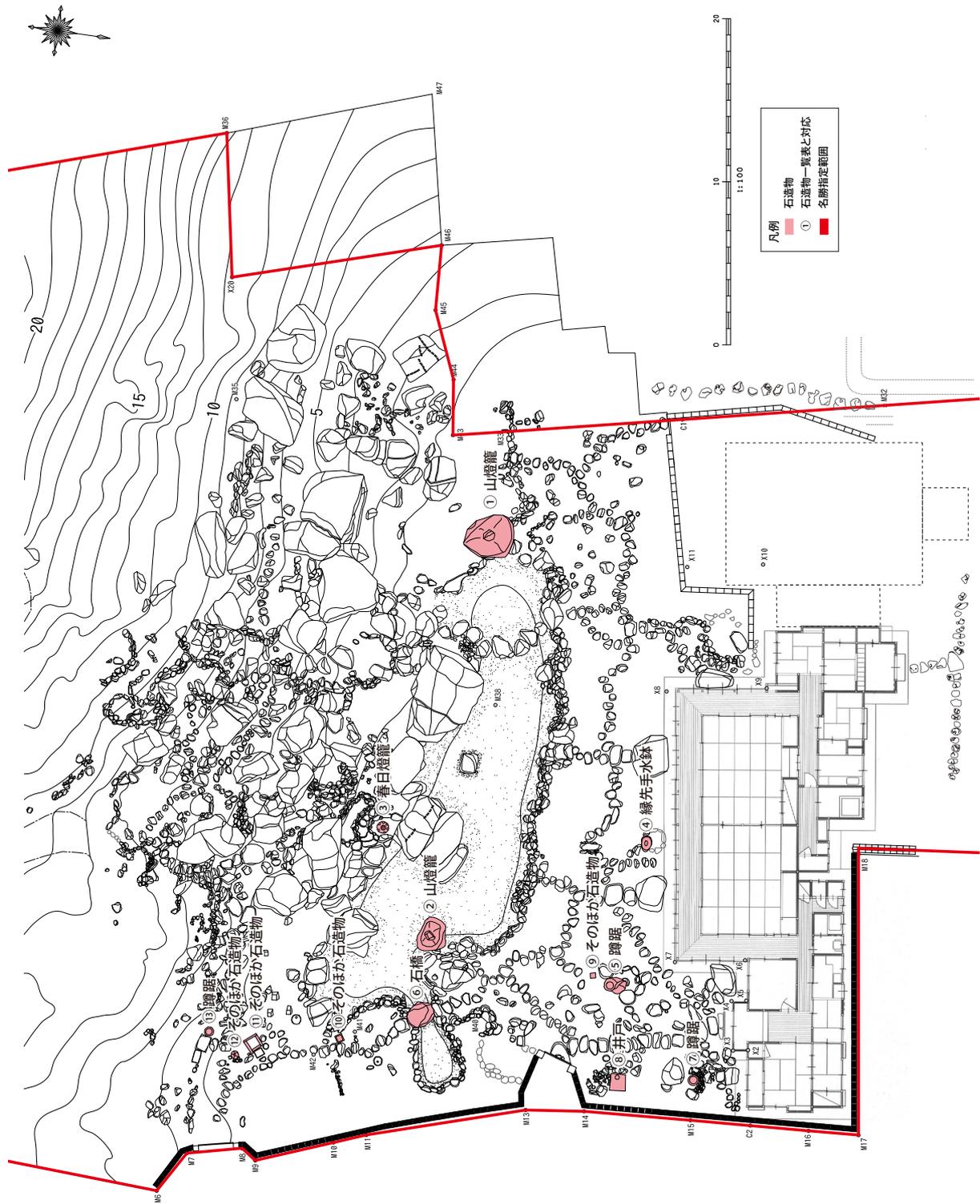
[巻末写真 11] ⑪そのほか石造物



[巻末写真 12] ⑫そのほか石造物



[巻末写真 13] ⑬蹲踞



[卷末図 3] 石造物位置図

関係法令（抜粋）

文化財保護法

昭和25年5月30日法律第214号
最終改正：令和3年4月23日法律第22号
施行日：令和4年4月1日

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 4 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る

発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（地方公共団体による発掘の施行）

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第7章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

（管理団体による管理及び復旧）

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、

管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第122条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第123条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する

場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

1 管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないとき。

2 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第124条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通

知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第129条の2 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 当該史跡名勝天然記念物の名勝及び所在地
- 2 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 3 計画期間
- 4 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第2号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第1項の規定による認定の申請があつた場合もにおいて、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号にいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 1 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

3 第183条の2第1項に規定する文化財保存活用大綱又は第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なるものであること。

4 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない

い。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第129条の3 前条第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)を使用とするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第129条の4 第129条の2第3項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第4項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。以下この章及び第153条第2項第25号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第125条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第129条の5 文化庁長官は、第129条の2第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項及び第129条の7において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第129条の6 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第129条の2第4項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第129条の7 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするよう努めなければならない。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立

ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 1 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 2 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 3 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 4 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

第12章 補則

第3節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第182条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの(前項に規定する指定を行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 4 第2項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(第182条第3項に規定する登録をした文化財の登録の提案)

第182条の2 都道府県又は市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。)は、前条第3項に規定する登録をした文化財であつて第57条第1項、第76条の7第2項、第90条第1項、第90条の5第1項又は第132条第1項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第1項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第57条第1項、第76条の7第1項、第90条第1項、第90条の5第1項又は第132条第1項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 1 第35条第3項(第36条第3項(第83条、第121条第2項(第172条第5項で準用する場合を含む。))及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第37条第4項(第83条及び第122条第3項で準用する場合を含む。)、第46条の2第2項、第74条第2項、第76条の10第2項、第77条第2項(第91条で準用する場合を含む。)、第83条、第87条第2項、第90条の7第2項、第118条、第120条、第129条第2項、第172条第5項及び第174条第3項で準用する場合を含む。))の規定による指揮監督
- 2 第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)
- 3 第51条第5項(第51条の2(第85条で準用する場合を含む。))、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令
- 4 第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 5 第54条(第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第55条、第130条(第172条第5項で準用する場合を含む。))又は第131条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 6 第92条第1項(第93条第1項において準用する場合を含む。))の規定による届出の受理、第92条第2項の規定による指示及び命令、第93条第2項の規定による指示、第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長、同条第8項の規定による指示、第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

(修理等の施行の委託)

第186条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第38条第1項又は第170条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第98条第1項の規定による発掘の施行及び第123条第1項又は第170条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第38条第1項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第39条の規定を、第98条第1項の規定による発掘の施行の全部又は一部を

行う場合には、同条第3項で準用する第39条の規定を、第123条第1項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第2項で準用する第39条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第187条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第188条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

第4節 文化財保存活用支援団体

(文化財保存活用支援団体の指定)

第192条の2 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第192条の3 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

1 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

2 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

3 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他の保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

4 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

5 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行う

こと。

(監督等)

第192条の4 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第192条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第192条の5 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第192条の6 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第57条第1項、第67条の7第1項、第90条第1項、第90条の5第1項又は第132条第1項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第183条の5第1項の規定による提案をするよう要請することができる。

文化財保護法施行令

昭和50年9月9日政令第267号
最終改正：平成31年1月30日政令第18号
施行日：平成31年4月1日

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからリまでに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

1 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限って設置されるもの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の堀削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

2 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第4項第1号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号
最終改正：平成27年12月21日文科科学省令第36号
施行日：平成28年4月1日

(許可の申請)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。))第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

- 1 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称
 - 2 指定年月日
 - 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
 - 10 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 13 現状変更等に係る地域の地番
 - 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 15 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 2 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 3 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 6 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団

体以外の者であるときは、管理団体の意見書

- 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 9 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 管理計画を定めた教育委員会
- 5 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 6 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 7 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 8 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第7条 令第5条第7項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 1 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 2 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号

最終改正：平成17年3月28日文科科学省令第11号

施行日：平成17年4月1日

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 2 指定年月日
 - 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 7 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 10 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
 - 11 滅失、き損等の事実を知つた日
 - 12 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号

施行日：昭和29年7月1日

最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

施行日：平成17年4月1日

(復旧の届出)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 1 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 8 復旧を必要とする理由
- 9 復旧の内容及び方法
- 10 復旧の着手及び終了の予定時期
- 11 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 12 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 1 設計仕様書
- 2 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 3 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第2条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 2 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 3 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第5条 法第167条第1項第5号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第5号括弧書の規定により史跡、名

勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 2 法第169条第1項第2号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

図版目次

写真目次

[巻頭図版 1] 名勝旧益習館庭園（上空より）…………… i
 [巻頭図版 2] 名勝旧益習館庭園（東より）…………… i
 [写真 I -1] 第 1 回委員会 …………… 9
 [写真 I -2] 第 2 回委員会 …………… 9
 [写真 I -3] 第 3 回委員会 …………… 9
 [写真 I -4] 第 4 回委員会 …………… 9
 [写真 II -1] 旧井上邸庭園 …………… 32
 [写真 II -2] 旧稲田氏割長屋庭園 …………… 32
 [写真 II -3] 旧津田邸庭園 …………… 32
 [写真 II -4] 旧御殿庭園 …………… 32
 [写真 II -5] 明治 42~ 大正 9 年頃の洲本市街地の様子 …… 41
 [写真 II -6] 川上茂吉別荘正門 …………… 42
 [写真 II -7] 解体前の洋館 …………… 48
 [写真 II -8] 洋館背後に写る曲田山 …………… 57
 [写真 II -9] 書院前 平庭東部（大正～昭和）…………… 58
 [写真 II -10] 書院前 平庭東部（2020 年 9 月）…………… 58
 [写真 II -11] 園池東側より西側を望む（大正～昭和）… 58
 [写真 II -12] 園池東側より西側を望む（2020 年 9 月）… 58
 [写真 II -13] 書院より園池を望む（大正～昭和）…………… 58
 [写真 II -14] 書院より園池を望む（2020 年 9 月）…………… 58
 [写真 II -15] 園池南岸より書院を望む（大正～昭和）… 59
 [写真 II -16] 園池南岸より書院を望む（2020 年 9 月）… 59
 [写真 II -17] 東側山燈籠と水分石（大正～昭和）…………… 59
 [写真 II -18] 東側山燈籠と水分石（2020 年 9 月）…………… 59
 [写真 II -19] 玉石敷洲浜と山燈籠（大正～昭和）…………… 59
 [写真 II -20] 玉石敷洲浜と山燈籠（2020 年 9 月）…………… 59
 [写真 II -21] 園池西側上方より東側を望む（大正～昭和）… 60
 [写真 II -22] 園池西側より東側を望む（2020 年 9 月）… 60
 [写真 II -23] 西側山燈籠（大正～昭和）…………… 60
 [写真 II -24] 西側山燈籠（2020 年 9 月）…………… 60
 [写真 II -25] 山燈籠完成時（大正～昭和）…………… 60
 [写真 II -26] 山燈籠（2020 年 9 月）…………… 60
 [写真 II -27] 洋館前平庭（大正～昭和）…………… 61
 [写真 II -28] 洋館前平庭（2020 年 9 月）…………… 61
 [写真 II -29] 旧益習館庭園の矢穴（寛永期）…………… 65
 [写真 II -30] 旧益習館庭園の矢穴（幕末頃）…………… 65
 [写真 II -31] 直線的な石切跡 …………… 65
 [写真 II -32] 石に刺さったまわしノミ …………… 65
 [写真 IV -1]（地割・地形）敷地入口 …………… 72
 [写真 IV -2]（地割・地形）下屋敷筋 …………… 72
 [写真 IV -3]（石組・植栽）玄関前の飛石と植栽 …………… 72
 [写真 IV -4]（構造物）土塀 …………… 73
 [写真 IV -5]（構造物）土塀基礎 …………… 73
 [写真 IV -6]（建造物）玄関棟 …………… 73
 [写真 IV -7]（建造物）洋館跡縁石 …………… 73
 [写真 IV -8]（地割）平庭（西より東を望む）…………… 77
 [写真 IV -9]（地割）平庭（東より書院を望む）…………… 77
 [写真 IV -10]（地割）園路 …………… 77
 [写真 IV -11]（石・石組）滝石組、水分石 …………… 78
 [写真 IV -12]（石・石組）西側滝石組 …………… 78
 [写真 IV -13]（石・石組）北側護岸石組 …………… 78
 [写真 IV -14]（石・石組）玉石敷洲浜 …………… 78
 [写真 IV -15]（石・石組）沢飛石 …………… 78
 [写真 IV -16]（石組）橋跡 …………… 78
 [写真 IV -17]（石・石組）沓脱石（西側）…………… 78
 [写真 IV -18]（石・石組）沓脱石（東側）…………… 78
 [写真 IV -19]（水系）園池 …………… 79
 [写真 IV -20]（水系）園池西側の流れ跡 …………… 79
 [写真 IV -21]（水系）会所 …………… 79
 [写真 IV -22]（植栽・植生）ソテツ …………… 79
 [写真 IV -23]（構造物）山燈籠（西側）…………… 80

[写真 IV -24]（構造物）山燈籠（東側）…………… 80
 [写真 IV -25]（構造物）春日燈籠 …………… 80
 [写真 IV -26]（構造物）石橋 …………… 80
 [写真 IV -27]（構造物）縁先手水鉢 …………… 80
 [写真 IV -28]（構造物）蹲踞（書院前）…………… 80
 [写真 IV -29]（構造物）表門 …………… 81
 [写真 IV -30]（構造物）裏門 …………… 81
 [写真 IV -31]（建造物）書院棟 …………… 81
 [写真 IV -32]（建造物）書院広間からの眺望 …………… 81
 [写真 IV -33]（眺望景観）曲田山 …………… 82
 [写真 IV -34]（眺望景観）三熊山、洲本城跡 …………… 82
 [写真 IV -35]（建造物）新玄関棟 …………… 82
 [写真 IV -36]（地形・地割）斜面地 …………… 84
 [写真 IV -37]（地形・地割）平坦部 …………… 84
 [写真 IV -38]（石・石組）岩盤、景石、石組 …………… 85
 [写真 IV -39]（植生・植栽）山林 …………… 85
 [写真 IV -40]（植生・植栽）山林 …………… 85
 [写真 IV -41]（眺望景観）旧城下町 …………… 85
 [写真 IV -42] 飛石の不陸・下草の繁茂 …………… 88
 [写真 IV -43] 洋館跡の埋没化・空間性の変化 …………… 88
 [写真 IV -44] 土塀の老朽化 …………… 88
 [写真 IV -45] 指定範囲外にある旧飛石 …………… 88
 [写真 IV -46] 獣害による地割の損傷 …………… 91
 [写真 IV -47] 石組の割れ・剥離 …………… 91
 [写真 IV -48] 飛石への植物の侵入・埋没化 …………… 91
 [写真 IV -49] 構造物の劣化 …………… 91
 [写真 IV -50] 書院建築の老朽化 …………… 91
 [写真 IV -51] 動線の不明瞭化 …………… 91
 [写真 IV -52] 橋の消失 …………… 91
 [写真 IV -53] 民家跡地の門・塀の取扱い …………… 91
 [写真 IV -54] ライトアップの様子 …………… 95
 [写真 IV -55] 書院建築の耐震性 …………… 96
 [写真 IV -56] 周辺建造物の眺望景観への影響 …………… 96
 [写真 IV -57] 入口周辺の板塀支柱露出 …………… 97
 [写真 IV -58] 資材保管場所の不足 …………… 97
 [巻末写真 1] ①山燈籠（園池西側）…………… 123
 [巻末写真 2] ②山燈籠（園池東側）…………… 123
 [巻末写真 3] ③春日燈籠 …………… 123
 [巻末写真 4] ④縁先手水鉢 …………… 123
 [巻末写真 5] ⑤蹲踞 …………… 123
 [巻末写真 6] ⑥石橋 …………… 123
 [巻末写真 7] ⑦蹲踞 …………… 123
 [巻末写真 8] ⑧井戸 …………… 123
 [巻末写真 9] ⑨そのほか石造物 …………… 124
 [巻末写真 10] ⑩そのほか石造物…………… 124
 [巻末写真 11] ⑪そのほか石造物…………… 124
 [巻末写真 12] ⑫そのほか石造物…………… 124
 [巻末写真 13] ⑬蹲踞…………… 124

図目次

[図 I -1] 洲本市位置図 …………… 2
 [図 I -2] 位置図 …………… 2
 [図 I -3] 名勝指定範囲図 …………… 3
 [図 I -4] 名勝指定範囲図（図 I -3 を拡大）…………… 3
 [図 I -5] 旧益習館庭園平面図 平成 29 年度測量 …………… 4
 [図 I -6] 上位関連計画の位置付け …………… 7
 [図 II -1] 地形分類図 …………… 10
 [図 II -2] 表層地質図 …………… 11
 [図 II -3] 現存植生図 …………… 12
 [図 II -4] 洲本市の年平均気温と雨量の平年値（1991~2020 年）…………… 13
 [図 II -5] 土地利用基本計画図 …………… 14

[図Ⅱ -6] 風致地区指定図(部分図)	15	荘図)	122
[図Ⅱ -7] 名勝指定範囲にかかる風致地区	15	[巻末図 2] 建造物変遷の類推図のための割付図(「稲田氏西	
[図Ⅱ -8] 土砂災害警戒区域図	16	屋敷(下屋敷町)之図)	122
[図Ⅱ -9] 災害危険区域図	16	[巻末図 3] 石造物位置図	125
[図Ⅱ -10] 急傾斜地崩壊危険区域図	16		
[図Ⅱ -11] 淡路地域環境形成区域指定図	17		
[図Ⅱ -12] 災害危険予想箇所図	18		
[図Ⅱ -13] 洲本川水系洪水浸水想定区域図	18		
[図Ⅱ -14] 南海トラフ地震震度分布図	19		
[図Ⅱ -15] 中央構造線断層帯地震(紀淡海峡-鳴門海峡)			
震度分布図	19		
[図Ⅱ -16] 津波被害予想箇所図	19		
[図Ⅱ -17] 周辺の遺跡図	21		
[図Ⅱ -18] 「天文年中淡路諏本町並図」(写)	27		
[図Ⅱ -19] 「城絵図」	28		
[図Ⅱ -20] 「洲本府図」(写)	29		
[図Ⅱ -21] 「洲本御城下絵図」	30		
[図Ⅱ -22] 明治 19 年(1886) 測量区域図	31		
[図Ⅱ -23] 周辺の庭園遺構位置図	32		
[図Ⅱ -24] 稲田氏系図	33		
[図Ⅱ -25] 旧益習館庭園の変遷図	36		
[図Ⅱ -26] 「稲田氏西荘図」 斎藤崎庵	39		
[図Ⅱ -27] 「稲田氏西屋敷(下屋敷町)之図」	40		
[図Ⅱ -28] 川上氏所有時代の敷地変遷(拡張)	43		
[図Ⅱ -29] 川上氏所有時代の敷地変遷(縮小)	43		
[図Ⅱ -30] 高田氏所有時代の敷地範囲	44		
[図Ⅱ -31] 「稲田氏西荘図」 斎藤崎庵(拡大)	46		
[図Ⅱ -32] 「稲田氏西屋敷(下屋敷町)之図」(図Ⅱ -27 再			
掲)	46		
[図Ⅱ -33] 書院変遷図	47		
[図Ⅱ -34-1] 建造物変遷の類推図	49		
[図Ⅱ -34-2] 建造物変遷の類推図	50		
[図Ⅱ -35] 「須本御城下町屋敷之図」	52		
[図Ⅱ -36] 「改正洲府細見図」	52		
[図Ⅱ -37] 「洲本御城下絵図」	53		
[図Ⅱ -38] 「安政改正洲本城邑全図」(写)	53		
[図Ⅱ -39] 「天文年中淡路諏本町並図」(写)(部分)	54		
[図Ⅱ -40] 「改正洲府細見図」(部分)	54		
[図Ⅱ -41] 「洲本御城下絵図」(部分)	55		
[図Ⅱ -42] 「安政改正洲本城邑全図」(写)(部分)	55		
[図Ⅱ -43] 「天文年中淡路諏本町並図」(写)(部分)	55		
[図Ⅱ -44] 「洲本府図」(写)(部分)	56		
[図Ⅱ -45] 「須本御城下町屋敷之図」(部分)	56		
[図Ⅱ -46] 「洲本御城下絵図」(部分)	56		
[図Ⅱ -47] 明治 19 年(1886) 測量区域図(部分)	56		
[図Ⅱ -48] 昭和 57 年(1982) 植生図	57		
[図Ⅱ -49] 古写真撮影想定位置	61		
[図Ⅱ -50] 旧益習館庭園平面図 平成 29 年度測量	64		
[図Ⅱ -51] 旧益習館庭園平面図 平成 26 年(2014) 測量			
.....	64		
[図Ⅳ -1] 地区区分図	69		
[図Ⅳ -2] 構成要素の図	70		
[図Ⅳ -3] 玄関前庭の構成要素位置図	71		
[図Ⅳ -4] 主庭の構成要素位置図	76		
[図Ⅳ -5] 山林部の構成要素位置図	84		
[図Ⅳ -6] 玄関前庭における現状と課題	88		
[図Ⅳ -7] 主庭における現状と課題	90		
[図Ⅳ -8] 山林部における現状と課題	92		
[図Ⅳ -9] 保存管理における主要な課題	94		
[図Ⅳ -10] 公開活用における課題及び公開動線図	99		
[図Ⅸ -1] 事業推進体制図	114		
[図Ⅸ -2] 短期的課題への対応(第 1 次整備)	117		
[図Ⅸ -3] 中期的課題への対応(第 2 次整備)	118		
[図Ⅸ -4] 長期的課題への対応	119		
[巻末図 1] 建造物変遷の類推図のための割付図(「稲田氏西			

表目次

[表Ⅰ -1] 策定委員会の開催経過	9
[表Ⅱ -1] 関係する法令一覧表	20
[表Ⅱ -2] 周辺の遺跡一覧表	22
[表Ⅱ -3] 洲本市内の文化財一覧	23
[表Ⅱ -4-1] 稲田氏と洲本城下町の沿革	25
[表Ⅱ -4-2] 稲田氏と洲本城下町の沿革	26
[表Ⅱ -5] 旧益習館庭園の沿革	45
[表Ⅱ -6] 関連史料一覧	51
[表Ⅲ -1] 文部科学省告示第 21 号	67
[表Ⅳ -1] 玄関前庭の構成要素	71
[表Ⅳ -2] 主庭の構成要素	75
[表Ⅳ -3] 山林部の構成要素	83
[表Ⅳ -4] 玄関前庭の主要な課題	87
[表Ⅳ -5] 主庭の主要な課題	89
[表Ⅳ -6] 山林部の主要な課題	92
[表Ⅳ -7] 構成要素別の課題分類	93
[表Ⅳ -8] 公開活用における主要な課題	97
[表Ⅴ -1] 保存管理の方法	103
[表Ⅷ -1] 現状変更などの申請区分	111
[表Ⅷ -2] 現状変更などの許可申請を要する行為と許可申請	
を要しない行為	112
[表Ⅸ -1] 事業年次計画	116

参考文献

文献・史料

- ・兵庫県『淡路島の植生調査と生態学的土地利用計画報告書』昭和47年(1972)
- ・小林禱樹『淡路島の植物誌』自然環境研究所 平成4年(1992)
- ・角田誠・谷本進編『淡路洲本城』城郭談話会 平成7年(1995)
- ・洲本市教育委員会『史跡洲本城跡保存管理計画策定報告書』洲本市教育委員会 平成14年(2002)
- ・平澤毅「文化的資産としての近代庭園及び公園の保護」『日本庭園学会誌18』日本庭園学会 平成19年(2007)
- ・近代の庭園・公園等の調査に関する検討会・文化庁文化財部記念物課『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』平成24年(2012)
- ・HGIS 研究協議会編『歴史GISの地平 景観・環境・地域構造の復原に向けて』池嶋洋次 平成24年(2012)
- ・西桂「洲本城下・旧益習館庭園の考察」『日本庭園学会誌29』日本庭園学会 平成27年(2015)
- ・文化庁文化財部記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』平成27年(2015)
- ・西桂『ひょうごの庭園』神戸新聞総合出版センター 平成30年(2018)
- ・洲本市教育委員会『洲本市文化財調査報告書第11冊 旧益習館庭園調査報告書』洲本市教育委員会 平成30年(2018)

ウェブページ

- ・気象庁 http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml_sfc_ym.php?prec_no=63&block_no=47776&year=2010&month=&day=&view= (2020.08.06)
- ・洲本市土地利用基本計画図 <https://www.city.sumoto.lg.jp/uploaded/attachment/1034.pdf> (2020.08.06)
- ・洲本市風致地区指定図 <https://www.city.sumoto.lg.jp/uploaded/attachment/1549.pdf> (2020.09.25)
- ・兵庫県土砂災害警戒区域図 <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/docs/kokuji/tyousa/106010010.pdf> (2020.11.27)
- ・洲本市防災ハザードマップ <https://www.city.sumoto.lg.jp/book/list/book30.html> (2020.09.25)
- ・兵庫県 洲本川水系洪水浸水想定区域図 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/documents/sumoto-saidai-z-2.pdf> (2020.09.25)
- ・洲本市南海トラフ地震震度分布図 <https://www.city.sumoto.lg.jp/uploaded/attachment/5703.pdf> (2020.09.25)
- ・兵庫県遺跡地図 www.hyogo-koukohaku.jp/guidance/pdf/map108.pdf (2020.08.06)
- ・兵庫県遺跡データベース <http://www.hyogo-koukohaku.jp/bank/index.html> (2020.08.06)
- ・洲本市内の指定文化財一覧 <https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/34/1255.html> (2020.08.06)